

# 遊休不動産を 活用しませんか？

うちの使っていない  
空き家、お店とかに  
できたらなあ…

カフェを始めたいけど  
どこかい場所が  
ないかなあ…



「鳥取市まちなか遊休不動産活用マッチング制度」  
を開始しました！

こんな思いをお持ちの方に

遊休不動産を使って事業をしたい！

事業を始めたい人のために遊休不動産を提供したい！

※遊休不動産：空き家、空き店舗等建築物の空き物件及びその敷地、空き地、月極駐車場等の低未利用地

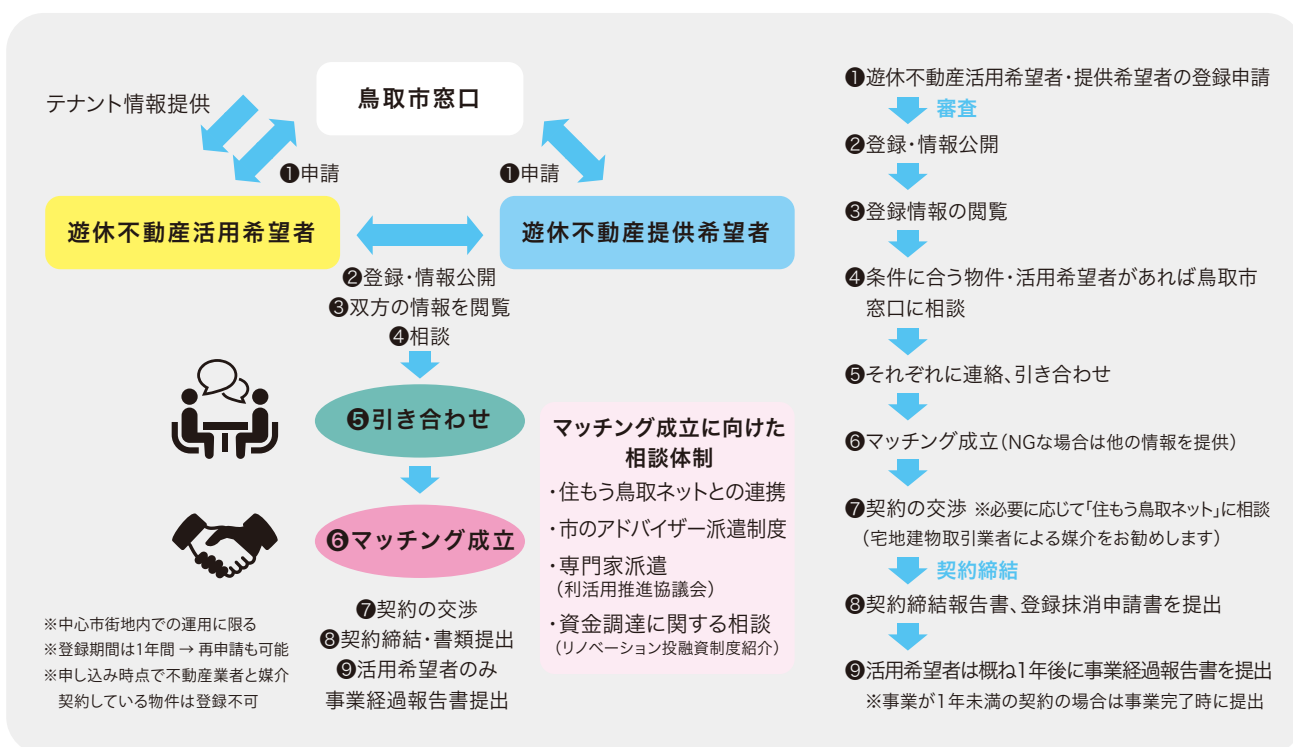
◎お問い合わせ先：鳥取市都市整備部まちなか未来創造課 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎5階  
TEL:0857-30-8331 FAX:0857-20-3953 E-mail:machinakamirai@city.tottori.lg.jp

お気軽に  
お問い合わせ  
ください！

# 鳥取市まちなか遊休不動産活用マッチング制度

## ～制度の流れ～

- 「遊休不動産を活用して事業を行おうとされる方(遊休不動産活用希望者)」又は「遊休不動産を活用する事業のために遊休不動産を提供しようとする方(遊休不動産提供希望者)」に申請書を提出していただき、審査のうえ情報の登録及びウェブサイト等での公開を行います。
- 公開された登録情報により条件に合う遊休不動産活用希望者又は遊休不動産提供希望者が現れた場合は、双方に連絡を取り、引き合わせの場を設定します。
- 当事者間で交渉していただき、契約を締結された場合は、契約締結報告書を提出していただきます。



## ～利用の要件・留意点～

- ・中心市街地の魅力向上や地域課題の解決に寄与すること。
- ・遊休不動産の活用が単に自らの居住を目的とした住居としてのみの活用でないこと。
- ・利用目的が公序良俗に反しない、かつ政治、宗教活動等でないこと。
- ・活用する遊休不動産に関する売買又は賃貸借の交渉及び契約の締結については、市は関与しません。
- ・物件の調査や契約交渉には専門的知識が必要です。

トラブル防止のため、宅地建物取引業者へ媒介を依頼されることをおすすめします。

◎お問い合わせ先: 鳥取市都市整備部まちなか未来創造課 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎5階  
TEL:0857-30-8331 FAX:0857-20-3953 E-mail:machinakamirai@city.tottori.lg.jp

お気軽に  
お問い合わせ  
ください!